

本巢市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、本巢市都市計画マスタープラン改定及び本巢市立地適正化計画策定にあたり、調査、解析、提案、協議及び運営事務支援等の業務を、豊富な経験、高い専門知識や提案能力を持った業者に委託するため、公募型プロポーザルを実施することについて必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名称

都委第 29 号 本巢市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務

(2) 業務概要

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和 7 年度契約分

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日まで

令和 8 年度契約分

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 27 日まで

令和 9 年度契約分

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 26 日まで

(4) 提案上限額

委託金額は、次の金額を上限とする。（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 7 年度 10,670,000 円

3 選定・契約方法

本業務は令和 7 年度から令和 9 年度の 3 か年での業務であるが、契約は単年度ごとに行うものとする。令和 7 年度に公募型プロポーザルにより受託事業者を選定する。令和 8 年度及び令和 9 年度については、令和 7 年度受託事業者と随意契約を結ぶことを想定しているが、契約を確約するものではなく、契約額については予算措置状況によるものとする。なお、公募型プロポーザルの提案内容は、令和 7 年度～令和 9 年度の 3 か年の企画提案により評価する。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。なお、必要に応じて本市から確認資料の提出を求めることができる

(1) 応募事業者は法人格を有すること。

(2) 岐阜県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、発注者の要求に応じて即時に担当部署に来庁し、対応できる体制を整えていること。

(3) 本公告日において、本巢市契約規則（平成 16 年本巢市規則第 42 号）第 21 条第 2 項に基づいて調製した本巢市競争入札参加資格者名簿の物品・役務等に登録されていること。ただし、登録を受

けていない者であっても、参加申込書と併せて、本巢市（物品・役務等）入札参加資格審査申請書を提出し資格を有すると認められる者は参加できるものとする。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 本公告日から契約締結までの間に、本巢市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成 16 年本巢市訓令甲第 19 号）に基づく資格停止措置を受けていない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 本巢市暴力団排除条例（平成 24 年本巢市条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又はこれらの統制下にある者でないこと。
- (9) 建設コンサルタント登録規程による都市計画及び地方計画部門に登録があり、過去 10 年間（平成 27 年度～令和 6 年度）に、官公庁発注の業務で元請としての市町村都市計画マスタープランの策定（改定業務を含む。）業務の完了実績及び都市再生特別措置法における防災指針の作成を含めた立地適正化計画の策定業務の受注実績または完了実績を有すること。
- (10) 配置予定技術者については、管理技術者、照査技術者、担当技術者を配置することとし、管理技術者、照査技術者、担当技術者は次のいずれかの資格を有する者とする。なお、各技術者は提案者と正規雇用関係にあること。なお、管理技術者、照査技術者、担当技術者は各々兼任できないものとする。また、配置予定技術者は、原則として変更できないものとする。

ア 管理技術者

（ア）技術士（（建設部門：都市計画及び地方計画）又は（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画））

（イ）RCCM（都市計画及び地方計画部門に限る。）

イ 照査技術者

（ア）技術士（（建設部門：都市計画及び地方計画）又は（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画））

（イ）RCCM（都市計画及び地方計画部門に限る。）

ウ 担当技術者

（ア）技術士（（建設部門：都市計画及び地方計画）又は（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画））

（イ）RCCM（都市計画及び地方計画部門に限る。）

- (11) 配置予定技術者の管理技術者は、市町村都市計画マスタープラン策定業務（改定業務を含む。）の完了実績および防災指針の作成を含めた立地適正化計画の策定業務において、管理技術者として業務に従事した実績（履行中を含む。）を有すること。

※いずれの業務も官公庁発注のものとする。

5 実施スケジュール

- (1) 公告 令和 7 年 8 月 19 日（火）
- (2) 質問受付期間 令和 7 年 8 月 19 日（火）～9 月 2 日（火）
- (3) 質問書の回答日 令和 7 年 9 月 5 日（金）

- (4) 参加申込書の提出期限 令和7年9月8日（月）
- (5) 企画提案書提出者選定通知 令和7年9月11日（木）
- (6) 企画提案書等の提出期限 令和7年9月17日（水）
- (7) 企画提案審査（プレゼンテーション） 令和7年9月29日（月）
- (8) 審査結果通知 令和7年10月上旬予定
- (9) 契約締結 令和7年10月上旬予定

※日程については、本市の都合により変更となる場合がある。

6 実施要領及び企画提案仕様書に対する質問

(1) 質問方法

質問書（様式1）に質問事項を記入の上、「16 担当部署」宛に電子メールにて提出し、電子メール送信後、必ず電話にて到着を確認すること。なお、郵便、持参、口頭、電話等による質問及び評価等に影響を及ぼすおそれのある質問（参加業者数、参加業者名、選定委員等）は受け付けない。

(2) 質問受付期間

令和7年8月19日（火）から9月2日（火）17時まで（必着）

(3) 回答方法

令和7年9月5日（金）までに市ホームページにて公表するものとし、口頭、電話等による個別対応は行わない。

7 参加申込書の提出

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式2） 1部
- イ 会社概要（様式3） 1部
- ウ 業務実績調書（様式4） 1部

※業務実績の内容がわかる書類（契約書もしくはテクリスの写し等）を添付すること。

エ JISQ15001（プライバシーマーク）登録証

オ ISO 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）登録証

(2) 提出先及び提出方法

上記提出書類を、「16 担当部署」まで持参又は郵送（書留郵便）すること。

(3) 提出期限

令和7年9月8日（月）17時まで（提出期限内必着）

(4) 書類作成上の留意事項

各様式の記載内容及び記載方法等については、様式に記載されている指示に従うこと。

(5) 参加申込に関する注意事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 実施要領等で示された提出先、提出方法、提出期限及び書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ウ 参加資格審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、参加申込書提出期限後速やかに参加資格審査結果通知書を電子メールにて通知する。なお、参加資格が認められなかった者は、通知をした日から起算して7日（土日及び祝日を除く）以内に、書面（任意様式）の持参（土日及び祝日を除く）または、郵送（書留郵便）により、参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

8 企画提案書の提出

参加資格を認められた者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年9月17日（水）17時15分

(2) 提出方法

「16 担当部署」まで持参又は郵送（提出期限までに必着）により提出すること。また、提出方法を提出前に連絡すること。

(3) 提出部数等

正本1部 副本6部

(4) 企画提案書の内容

提案者は、別紙仕様書に基づくもののほか、以下について提案すること。

ア 企画提案書表紙（様式5）

イ 業務実施方針（様式6）

ウ 業務実施フロー（様式6）

エ 業務実施体制（様式6）

オ 会社、管理技術者及び担当技術者の同種業務及び類似業務の実績及び配置予定技術者の経歴（様式7、様式8）

カ 工程計画（様式9）

※都市計画マスタープラン改定から都市計画変更に至る一連の手続きを記載するものとし、他法令の調整についても記述すること

キ 国や県の都市づくりの方向性や社会情勢等を踏まえ、本巢市のまちづくりに関する課題を明らかにし、これに対応するためのまちづくりの方向性

ク 特定テーマに対する提案（様式10）

ケ 業務を実施する上で必要となる調査（市民等の意向調査含む。）、検討、分析等に関する具体的な手法

コ 市民、行政、企画提案者の役割分担（運営支援等を含む。）

サ 関係機関等との連携、調整

シ 提案見積書（令和7年度から9年度までの年度毎）（様式11）

※見積金額については審査の対象外であるが、著しく妥当性に欠けると判断される場合は、受託候補者としがないことがある。

(5) 留意事項

- ・提案書はA4版、文字フォント10.5ポイント以上、左綴じで作成すること。ただし、A4版によりがたい場合は、A3版の用紙を用いることも可とする、この場合は、見開きしやすいようにA4版と同じ大きさに折り込むこと
- ・提案書は20ページ程度まで（表紙・実績等確認資料・保有資格証明書類・参考見積を除く。）とする。
- ・様式7に記載する同種業務及び類似業務の取扱いについては次のとおりとする。

同種業務	市町村都市計画マスタープラン、立地適正化計画その他都市計画に関する基本計画等の作成・見直し・検討業務
類似業務	上記以外の都市計画・土地利用に関する基本計画等の作成・見直し・検討業務 【国土利用計画、緑の基本計画、景観計画、都市再生整備計画、交通計画、その他都市計画に関する個別事業計画等】

9 プレゼンテーション

(1) 実施日及び場所

ア 実施日 令和7年9月29日（月）

イ 場所 本巢市役所本庁舎（本巢市早野255番地）

※開催時間及び場所等の詳細については、後日、参加者ごとに別途連絡する。

(2) 提案時間

30分（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内とする。）

(3) 出席者

5名以内とする。ただし、本業務に携わる予定の管理技術者及び担当技術者を最低1名含めること。

(4) プレゼンテーションに関する注意事項

ア プレゼンテーションの実施順は、企画提案書の受付順とする。

イ 企画提案書等に誤字脱字等がある場合には、審査時に説明すること。

ウ プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に項目順に説明することとし、当日の追加資料の配付などは認めない。

エ 説明にあたっては、提案書のみを使用するものとする。

オ 次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

（ア）プレゼンテーションに理由なく遅刻、欠席した場合

（イ）選定の公平性を害する行為があったと市が認める場合

（ウ）その他、選定委員会及び市が不適格と認めた場合

(5) その他

ア プレゼンテーション及び質疑応答は、非公開とする。

イ プレゼンテーションの内容は録音する。

ウ プレゼンテーションに出席する者は、会社名を特定できる表現や名札、服装等の表示をしないようにすること。

10 受託候補者の選定方法

- (1) 本巢市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、別表「本巢市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務評価基準」により総合的に判断し、参加者の中で最も優れた提案を行った者を最優秀提案者として受託候補者と決定する。ただし、同点だった場合は、提案見積書で最低価格を提示した者を受託候補者とする。また、次に優れた提案を行った者を次点候補者とし、最優秀提案者が辞退等の場合は、受託候補者と決定する。
- (2) 企画提案者等を提出した者が1者の場合でも実施するが、受託候補者として適当でないと認められる場合は、受託候補者としがないことがある。
- (3) 評価の合計点が満点の6割に満たない場合は、受託候補者としがない。

11 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果は、企画提案書等を提出した参加者全てに、文書で通知する。
- (2) 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (3) 審査結果は、市ホームページで公表する。

12 参加者の辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式 12）を提出すること。

13 詳細協議

受託候補者と当該業務について協議を行い内容について合意の上、当該業務の仕様を確定させた後、再度見積書の徴収を行うこととする。

14 契約締結

詳細協議が合意に至った場合は、契約を締結する。なお、合意に至らなかった場合は、次点候補者と契約に向けて詳細協議を進める。

15 その他留意事項等

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (2) 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、事業者の負担とする。
- (3) 提出された参加申込及び企画提案に係る書類は返却しない。
- (4) 一度提出された参加申込及び企画提案に係る書類の変更・差替・追加は認めない。
- (5) 提出された企画提案に係る書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、参加者が受託者となった場合、その著作権は本市に帰属するものとする。
- (6) 提出書類については、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする参加者の不利益が生じても、本市はこの責任を負わない。参加者においては、配達記録郵便の利用若しくは電子メールの着信確認を行うなどの対策を講じること。
- (7) 本プロポーザルは、与えられた条件下において、当該業務に最も適した候補者を特定するもの

で、契約後の業務は、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

16 担当部署

担当課名 本巣市都市建設部都市計画課
所在地 〒501-0491 岐阜県本巣市早野 255 番地
電話番号 058-323-7758
メールアドレス tokei@city.motosu.lg.jp

17 審査方法、審査基準及び結果通知

(1) 審査方法

- ・ 当市職員により構成するプロポーザル審査会を開催し、下記審査基準により審査、採点し、合計得点が一位の者を受託候補者、二位を次席者として特定する。
- ・ 同一点者が複数者いる場合は、原則として提案見積金額（令和7年度から令和9年度の計）が安価な提案者を上位とする。
- ・ 企画提案書等の提出が1社である場合も、プロポーザル審査会にて選定の可否を決定する。

(2) 審査基準

評価項目		評価の着眼点	評価基準	評価のウエイト
基本事項	企業評価	会社の業務実績	① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。	140
	技術者評価	技術者資格 ・ 管理技術者 ・ 照査技術者 ・ 担当技術者	下記の順位で評価する。 ① 技術士（建設部門・都市及び地方計画）を有する。 ② RCCM（都市計画及び地方計画）を有する。	
		業務実績 ・ 管理技術者 ・ 照査技術者 ・ 担当技術者	① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。	
		地域精通度 ・ 管理技術者 ・ 照査技術者 ・ 担当技術者	下記の順位で評価する。 ① 本巣市内における計画策定等の業務実績がある。 ② 岐阜県内における計画策定等の業務実績がある。	
技術提案	実施フロー、実施方針、実施手順	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	150
		実施手順	業務実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	

	施 体 制	工 程 計 画、 実	工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	
		実施体制	提案内容に見合った人員配置がなされている場合に優位に評価する。	
	企 画 提 案	業務手法	業務を実施する上で必要な調査（市民等の意向含む）、検討、分析等に関する具体的な手法について、提案力が高い場合に優位に評価する。	
		方向性	まちづくりの方向性や問題点・解決策があり、それを実現するための具体的な手法や関係機関との調整等について、明確かつ実現性が高い場合に優位に評価する。	
		連携・調整	市民、行政、企画提案者等の役割分担が明確であり、関係機関との連携、調整について具体的かつ実現性が高い内容である場合に優位に評価する。	
	す る 提 案	特定テーマに対する企画性・地域性	特定テーマについて、業務の課題・留意点等を十分に理解し、事例を用いる等の裏付け等がなされ、地域性を踏まえた的確かつ実現性が高い提案となっている場合に優位に評価する。	
ヒ ア リ ン グ	取り組みの姿勢		当該業務を実施する上での課題や問題点が把握され、積極的な捕捉説明がある等、取り組み意欲が感じられる場合に優位評価する。	50
	コミュニケーション力		質問に対する回答が的確で簡潔である場合に優位に評価する。	

注 1 業務実績は、平成 27 年度以降の実績とする。

注 2 同種業務とは、都市計画マスタープラン策定又は改定業務及び立地適正化計画策定及び改定業務とする。

注 3 類似業務とは、まちづくり関連計画策定業務及び調査検討業務とする。

注 4 特定テーマは以下に掲げるものとする。

	特定テーマに対する提案内容
特定テーマ	本巢市では、市役所本庁舎の移転や東海環状自動車道本巢インターチェンジの開通など、転換期を迎えている。 開発圧力の高まりや、人口の推移などを予測し、今後の本市をどのように発展させるべきか、方向性を具体的に提案すること。